

<対策のポイント>

被用者年金制度の一環として年金給付等を行う農林漁業団体職員共済組合（農林年金）制度の円滑な運営のため、必要な経費を補助します。

<事業目標>

被用者年金制度の一環として年金給付等を行う農林年金制度の円滑な運営を確保

<事業の内容>

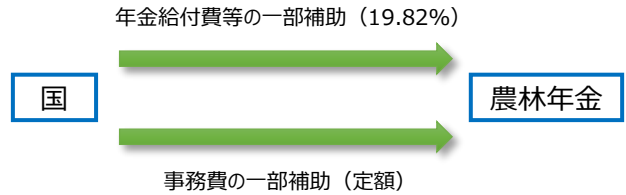
1. 年金給付費補助事業

- 昭和34年に設立された農林年金は、平成14年4月の厚生年金保険制度との統合後も、被用者年金制度の一環として、統合前に農林年金の組合員であった方を対象に特例年金（職域年金相当部分（3階部分））を給付していました。
令和2年度からは、平成30年農林年金廃止法の一部改正法（平成30年法律第31号）の施行により、特例年金に代えて特例一時金（将来分の特例年金の現価相当額を一括支給）を給付しています。
他の被用者年金制度と同様に、**農林年金制度が基礎年金としての役割を担っていた国民年金制度発足前（昭和36年4月前）の組合員期間に係る年金給付費等の一部を補助**します。

2. 事務費補助事業

- 他の被用者年金制度と同様に、**農林年金が年金給付等を行うための事務費の一部を補助**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

年金給付費等の一部補助

